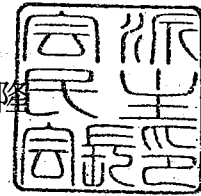


令和2年1月15日

鳥取県知事 平井 伸治 様

会派民主

会長 福間 裕隆

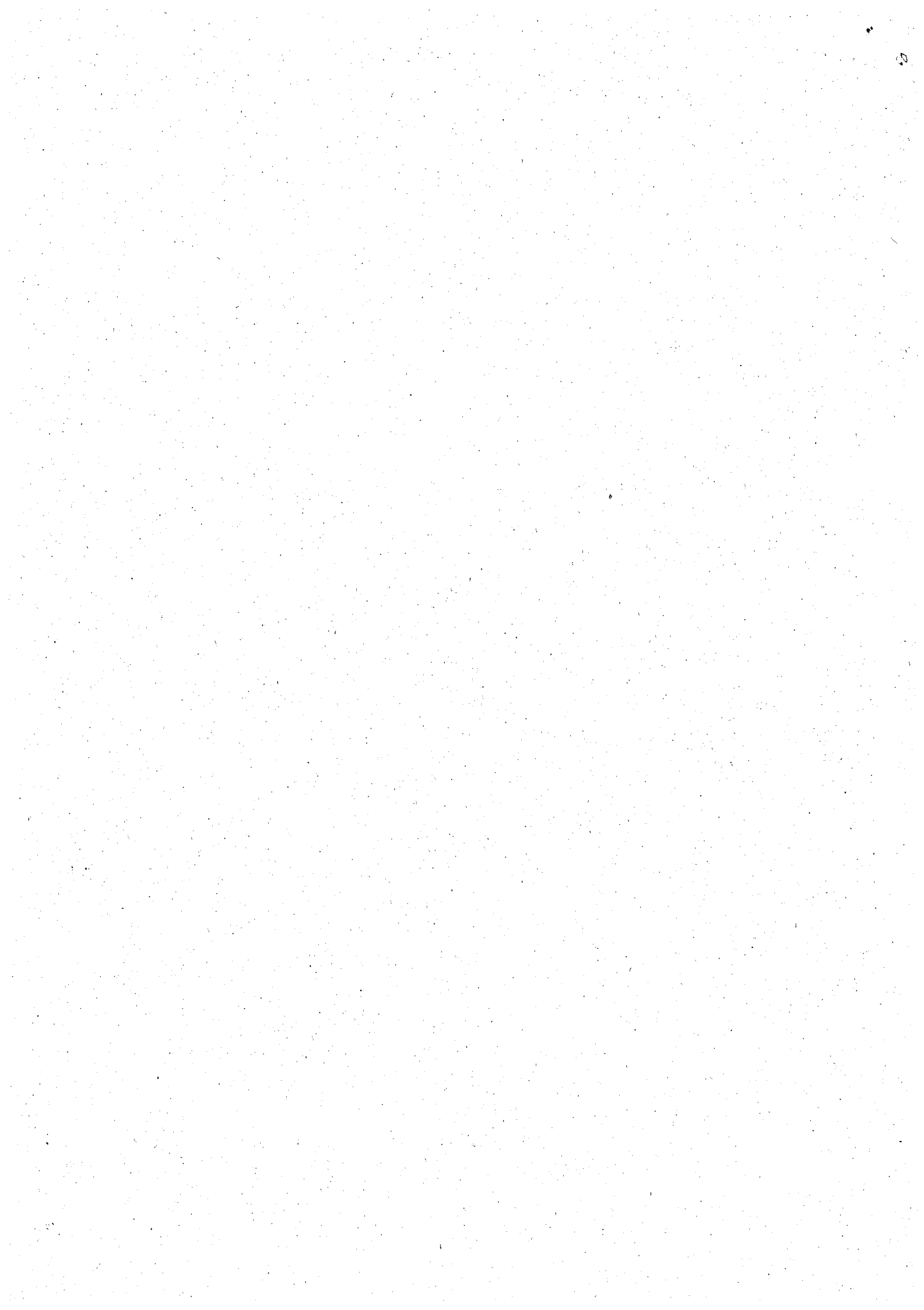


来年度予算編成に当たっての要望事項について

---

日々県政の発展に御尽力なさっていることに深く敬意を表します。

当会派では、各種団体、業界等からの政策提案、要望等も踏まえ、別紙の内容について来年度の予算及び施策に反映すべきものと考えておりますので、予算編成作業等にあたり格段の御配慮をお願いします。



(別紙)

### 1 直轄警察犬の導入について

増加傾向にある警察犬の出動要請に迅速、確実に対応できるよう、直轄警察犬の早期実現に取り組むこと。

### 2 県内和牛肥育農家の経営安定について

牛肉の中国輸入解禁に向けた対策、鳥取県産牛肉の輸出促進対策及びハラル対応可能となるよう株式会社鳥取県食肉センターの施設改修に取り組むこと。

### 3 児童相談所について

児童相談所の負担感軽減のため、第三者評価を新年度からスタートさせること。また、信頼される児童相談所経験者を応援団として複数用意すること。

(第三者評価：組織の健全化を図るため、問題点、課題の点検、改善への提案、人材育成の方針までを対象に行う。)

### 4 栄養教諭について

子どもの食育環境の充実と個別対応の強化のため、新規採用の学校栄養士については、栄養教諭として募集・採用すること。

### 5 産後ケアについて

現在、産後ケアに関して、民間団体が資金もあまりない中で活動を続けている。利用件数は増加しており、ある団体では約200件だったものがここ数年で約800件になり、4倍になっている。(その中でも有料のものは4分の1程度で600件ほどは無料でボランティア相談を行っているのが現状。)このような民間団体が実施している産後ケアの活動に関して、施設の改修補助や活動に対する継続的な経費支援などを行うこと。

### 6 性暴力被害者への支援について

性暴力に関しての県民の理解度はまだまだ低い。現在の刑法の問題点も含め、性暴力に対しての正しい理解が進み、性暴力がなくなるような施策が必

要である。性暴力被害者支援に関し、県民の理解を深めること。また、関係機関における継続的研修を行うこと。

## 7 調理師の養成について

現在、県東部には調理師を養成する学校、もしくはコースがなく、ホテルなど調理師不足に悩むところもある。観光立県を目指す中、魅力ある“食”の提供は重要であり、同時に若者の県内定着にも役立つことから、県東部の高等学校での調理師養成コースの設置等について検討すること。

## 8 情報発信の多言語化について

県内在住外国人ではベトナム人が一番多いため、ベトナム語でも情報が入手できるよう防災、災害時等の緊急情報、就労、医療などの情報のベトナム語対応の強化に取り組むこと。

## 9 フードシェアリングの取組みについて

鳥取県のフードシェア・フードバンクの取組について、現在、一般住民が少量・小口の食品提供を希望する際、常設の集積場所がない（わからない）状況である。県が市町村や協力団体・事業者と協働し、県全体の仕組みづくりをとりまとめ、推進すること。（例えば、アプリを利用しての、需要に応じた供給の仕組みづくり、そして県民への広報・周知が広がれば、食品ロスの大きな削減と循環型社会を推し進めることができる。）

## 10 国安地区堤外農地について

治水安全上もしくは環境整備の観点から、事業化に向けて千代川水系河川整備計画に位置付けるように国に要望すること。

## 11 特別天然記念物について

特別天然記念物の保護、実態調査等に対する財政措置を行うこと。

特に、今後実施予定のオオサンショウウオの実態調査については、県が財政措置をして、市町村と連携のもと鳥取県全域で実施すること。

## 12 手話通訳に従事する者の頸肩腕障がいについて

手話通訳に従事する者の頸肩腕障がいについて、県内での実態を調査する

とともに、必要な対策を講じること。

### 13 農業振興事業の要件緩和について

現在の補助事業申請では規模拡大が要件となっているが、自然環境を含む地域保全や集落内の営農活動を基盤とする集落営農組織の特性を鑑み、継続的・安定的な集落営農を今後10年程度継続することや、環境を含む地域保全等を条件とし、規模拡大を伴わない場合においても機械設備の再取得が可能となるよう県事業の要件を緩和すること。

### 14 国産農畜産物の需要拡大の促進等について

国産農畜産物・加工品および産地の付加価値向上に資する地理的表示（GI）の登録促進や、消費者への周知をすすめること。

### 15 農業用廃プラスチック処理対策について

2017年末に中国が廃プラスチックの輸入禁止を打ち出したことで、日本国内の業者の処理能力がひっ迫し、処理費が値上がりしている。農業場面において、廃プラ処理費用の値上げによる処理費の負担増から、野焼きや不法投棄の増加が心配され、環境面を考慮した万全な対策が急務となっている。SDGsに掲げられた取組に含まれている環境問題対応について、農業分野での取り組みが遅れることなく、農家の負担軽減となるよう、廃プラスチック処理費の一部助成を行うこと。

### 16 私立中学校、高等学校の教員の働き方改革への対応について

働き方改革の推進に当たり、教員についても部活動のあり方などが課題となっていることから、外部人材の活用等への支援の拡充と柔軟な運用や、休日等の大会への教員派遣の軽減に取り組むこと。

### 17 生徒募集への支援について

少子化がすすむ中、各学校では県外からの生徒の受入れに積極的に取り組んでいる。県の進める移住政策とも重なるところでもあり、寮や下宿に対する支援等を拡充すること。

## 18 医療福祉専門学校への支援について

「鳥取県介護福祉士等修学資金修学生」制度を継続するとともに、早期募集、募集人数の拡大を行うこと。

介護福祉士の入学者を増やすため、離職者訓練の広報活動、高校進路指導担当者への説明等を行政機関が主体となって行うこと。

法改正に伴う理学療法士・作業療法士の臨床指導者養成講習の実費費用に対して助成金を交付すること。

## 19 フリースクールへの支援の充実について

フリースクール（私立適応指導教室）運営費補助の増額と、保護者負担軽減のための助成について検討すること。

## 20 保育士等の人材確保について

保育士等の質の高い人材確保に向け、処遇改善はもちろん、さらに総合的な人材確保対策を講ずること。

## 21 不足する福祉・介護人材の確保に向けた支援強化について

福祉・介護人材の確保は、本県にとつても喫緊の最重要課題であり、特に介護人材は、全国的に絶対数が不足しており待ったなしの状況である。鳥取県内での人材発掘及びマッチング機能を強化するための「就職支援コーディネーター」を増員配置すること。

介護人材の参入促進のための「介護福祉士等修学資金貸付事業」の貸付資金を確保するとともに、法人保証制度（現状：連帯保証人が求められている）を創設すること。

## 22 障害者手帳のカード化について

療育手帳に加え、厚生労働省令の改正により本年4月1日から、身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳も、自治体の判断により、カード化が可能となっている。カードのサイズはクレジットカードや運転免許証と同じサイズであり、従来の手帳より耐久性に優れ、小さくて持ち運びやすく、提示しやすいなどの利便性が向上していることから、障害者手帳を当事者の要望に沿って、従来の手帳か、障害者手帳のカード化かを選択できるようにすること。

## 23 障がいや障がい者への正しい理解の促進について

あいサポート条例において、事業者や県民の役割が定められているものの“配慮”の義務も含め、理解が十分進んでいるとは言い難い状況である。障害者差別解消法、あいサポート条例を実効性あるものにするため、事業者や県民が、障がいや障がい者について正しく理解していただくような施策に積極的に取り組むこと。

## 24 点字資料作成に係る助成制度の創設について

あいサポート条例の5つの柱の一つに「障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の充実」が掲げられており、その手段の一つである手話通訳者派遣の県費負担制度は、徐々に拡充してきており望ましいことである。しかし、視覚障がい者にとって点字資料は大切なコミュニケーション手段であるが、点字資料作成に係る助成制度がないため、福祉団体にとって大きな負担となっている。点字資料の作成頻度が高い福祉団体は、財政基盤が脆弱な団体が多く、会議や事業を多く実施すると財政的に厳しいことから、点字資料作成に係る助成制度を創設すること。

## 25 県産材の販路拡大・利用拡大について

住宅着工戸数の減少が見込まれる中で、優良製材品にかかる台湾・韓国等海外需要を開拓するとともに、国内では工務店等から需要が少なく、海外向けの輸出量を増大するため、海外では必要とされる面取りや積込み港までの運賃等を支援すること。

また、現行のとっとり住まいる支援事業は、助成対象が住宅の新築・増改築等に限定されている。木材自給率50%達成と県産材需要拡大のため、助成対象を倉庫・車庫・店舗等へ拡充すること。また、森林認証材を使用した場合の助成制度の新設、認証材普及のための中小工務店に対する CoC 認証取得助成制度の新設を行うこと。

## 26 森林整備事業について

最近の猛暑の中での下刈作業は能率が著しく低下するため、下刈の標準単価をアップすること。

造林事業について、急峻かつ遠隔な地域から森林整備の要望があった場合、要件となる搬出量の確保が難しく、放置森林となる。造林事業にかかる

7例級以上での切捨間伐5ha、10m<sup>3</sup>以上搬出量確保の要件緩和を行うこと。

## 27 聴覚障がい者への配慮について

地方版のローカルニュースには、字幕付与がないのが現状である。また、地域防災無線が音声言語による防災無線のため、情報を把握できない。NHK・日本海テレビ・山陰放送・山陰中央テレビが独自で放送するニュース及び番組に字幕付与と手話言語を挿入すること。また、地域防災無線の情報が、リアルタイムで全て把握できるようにすること。

## 28 高齢者の自動車運転免許証返納者への支援強化について

現在、高齢者の自動車運転免許証返納者に対して、一定の補助・支援がなされているが、支援期間の延長や、新たな支援策の検討など、県としてできる事を検討すること。

## 29 小規模事業者等経営支援交付金の継続拡充について

経営指導員の法定化に伴う支援体制強化、後継者等の育成、倒産の未然防止等の経営安定対策などに対応するため、小規模事業者等経営支援交付金の継続拡充を行うこと。

## 30 消費税対策について

令和元年10月からの消費税増税、軽減税率導入に対し、小規模事業者が抱える転嫁対策、軽減税率導入対策等へのきめ細やかな継続支援が求められるため、消費税増税、軽減税率対策に関する相談窓口の設置や巡回支援対応への支援を行うこと。また、インボイス制度導入に向けた準備・対応を進めること。

## 31 「品確法基本方針」及び「入契法適正化指針」の周知徹底について

令和元年6月に、新・担い手三法が成立したことを踏まえ、「品確法基本方針」及び「入契法適正化指針」について、すべての公共工事発注者に周知徹底を図ること。



特に、災害時の緊急性に応じた随意契約の活用、繰越手続、債務負担行為の活用等による施工時期の平準化、休日・準備期間・天候等を考慮した適正な工期の設定等が確実に実施されるよう徹底すること。

### 32 建設業における働き方改革について

建設業における週休2日制の普及、社会保険加入の促進等の労働環境の整備を図るため、補正係数の引き上げ、単価の見直し等を行うこと。併せて、積雪寒冷地の特性、熱中症予防対策等に配慮した積算基準の見直し等を行うこと。また、技術者の処遇改善のため、現場管理費及び一般管理費の引き上げを行うこと。

---

